

## 外国送金をされるお客様へのお願い

### ～外国送金（仕向送金）についてのお願い～

各金融機関では、マネー・ローンダリング防止やテロ資金供与対策に向け、外国送金取引について厳格な確認をする義務が課せられています。

当金庫では、お客様に対し、外国送金の内容について各種確認や関係書類の提示をお願いする場合がございます。そのため、外国送金の受付には通常の実行より多くのお時間をいただくことがあり、また確認させていただいた内容によっては、お手続きをお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

### ～お取扱できない外国送金～

1. 当金庫とお取引のないお客さまからの外国送金
  2. 送金原資が現金である外国送金
  3. ご本人の当金庫預金口座からの振替ではない外国送金
  4. ご本人の預金口座からの振替による外国送金であっても、預金口座の取引履歴から送金の原資が確認できないような外国送金
  5. 送金内容が各種法令等に違反する疑いがあると当金庫が判断した外国送金
- ※送金内容について当金庫が資料などをご依頼することがありますが、これらの当金庫の依頼にご協力いただけない場合、また、ご説明や資料等のご提示をいただいた場合でも、内容によっては当金庫の判断により受付をお断りさせていただく場合がございます。

### ～送金原資の確認について～

1. 預金口座の取引履歴で送金原資が確認できない場合は、通帳（当金庫・他金融機関）や給与明細など送金原資が確認できる資料のご提示をお願いいたします。
2. 送金原資が確認できる資料をご提示いただいた場合でも、当金庫の判断によりお手続きをお断りする場合がございます。
3. 当金庫にお持ちの預金口座から振り替えていただくようお願いいたします。  
（現金による送金はお取扱できません）

### ～送金金額、送金目的、送金受取人等による確認資料の提示等、詳細な情報提供のお願いについて～

1. 外国送金依頼書兼告知書にご記入いただいた事項について、当金庫の判断により「マネー・ローンダリング防止」や「テロ資金供与対策」および「『外国為替及び外国貿易法』にもとづく支払規制」に該当しないことを確認するためインボイス（商業送り状）、契約書、請求書等のお取引内容が確認できる書類などの提示や詳細な情報提供のお願いをすることがございます。
2. 送金内容について提示された資料などで確認させていただいた場合でも、当金庫の判断でお取引をお断りさせていただく場合がございます。
3. 外国送金依頼書兼告知書に記載する送金先情報（受取金融機関や受取人に関する情報）についての資料等がございましたら、お申込みの際にあわせてご提示ください。
4. 海外への送金、および海外からの送金の受取の際には、原則として個人番号（マイナンバー）・法人番号の告知が必要となります。  
ご本人様の口座によるお取引で過去に告知を済ませている場合は原則として告知は不要です。
5. 提示された資料等は、当金庫で写しを取らせていただく場合がございます。

・詳しくは、窓口までお問合せください。

お客様にはご不便をおかけすることがございますが、ご理解・ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。